



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 海上安全環境部運航労務監理官

(担当) 橋本・安井・中内

(電話) (06)6949-6415

令和7年12月17日

新日本海フェリー株式会社に対して命令を発出しました

～海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～

近畿運輸局では、新日本海フェリー株式会社及び同社所有船に対して、令和7年10月以降、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施してまいりました。

その結果、操練の実施状況について船長から事実と異なる報告が運航管理者になされていた等、海上運送法に基づき同社が定める安全管理規程が遵守されていないことを確認いたしました。

このため、本日12月17日付けで下記のとおり、海上運送法第19条第2項に基づく「輸送の安全確保に関する命令」を行いましたので、お知らせいたします。

今後、同社において早期に改善が図られるよう、引き続き、厳格に指導監督を行ってまいります。

1. 処分対象事業者

事業者名：新日本海フェリー株式会社

所在地：大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号 梅田阪神第1ビル15階

代表者名：代表取締役社長 入谷 泰生

2. 海上運送法第19条第2項に基づく輸送の安全確保に関する命令について

「命令の内容」及び「命令の原因となった事実」等については別添参照

※事案に対するお問い合わせは開庁時間（9：00～17：45）中にお願いいたします。

<配布先>

青灯クラブ

海事関係業界紙

海上運送法第19条第2項に基づく輸送の安全確保に関する命令について

1. 発出年月日

令和7年12月17日（水）

2. 処分対象事業者

事業者名：新日本海フェリー株式会社

所在地：大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号 梅田阪神第1ビル15階

代表者名：代表取締役社長 入谷 泰生

3. 命令の内容

別紙に係る措置について令和8年1月19日（月）までに文書により報告すること。

4. 命令の原因となった事実

- ① 安全管理規程第4条に基づく経営トップの主体的関与について、船長から事実と異なる操練の実施報告が運航管理者になされていた等、経営トップは、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与できておらず、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営できていなかった。
- ② 安全管理規程第17条に基づく安全統括管理者の職務及び権限について、船長から事実と異なる操練の実施報告が運航管理者になっていた等、安全統括管理者は、関係法令の遵守と安全最優先の原則を会社内部に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にしていなかった。
- ③ 安全管理規程第18条に基づく運航管理者の職務及び権限について、船長から事実と異なる操練の実施報告が行われる等、運航管理者は、輸送の安全確保に関する業務全般を統括できておらず、安全管理規程の遵守を確実にしていなかった。
- ④ 安全管理規程第22条に基づく運航計画の作成及び改訂について、運航管理者は、法令に定める操練を適確に実施するための時間が確保できるか否かについて十分検討をしておらず、したがって、輸送の安全確保上必要と認める事項についての安全性を検討せずに、同意をしていた。
- ⑤ 安全管理規程第52条第1項に基づく操練の報告について、船長は、法令に定める操練を実施できていないにもかかわらず、あたかも操練を実施したかのような報告を運航管理者にしていた。
- ⑥ 安全管理規程第52条第2項に基づき、消火プランを適確に実施できるよう法令に定める操練を実施していなかった。

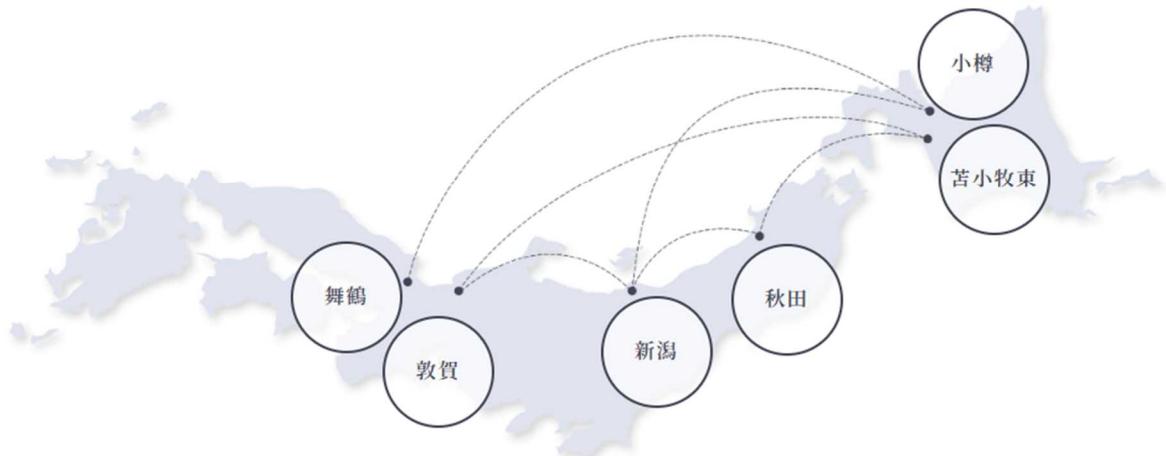
5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

別紙のとおり。

6. 当該事業者が保有する航路等 (出典：新日本海フェリーHP)

<https://www.snf.jp>

航路紹介



(別紙)

番号	命 令 事 項	違反点数	適 用
1	経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。	1 点	経営トップの主体的 関与なし (☆) (初違反)
2	安全統括管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第17条に基づき関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2 点	安全統括管理者の職務・権限違反 (☆) (初違反)
3	運航管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第18条に基づき船舶の運航管理及び輸送の安全確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を行うこと。	2 点	運航管理者の職務・ 権限違反 (☆) (初違反)
4	運航管理者は安全管理規程第22条に定める運航計画を作成又は改定するに際して、関係法令で義務づけられた操練の実施時間を確保する等、輸送の安全の確保上必要と認められる事項について十分に検討をした上で、安全上の同意をすること。	1 点	運航計画 1 安全性未検討 (☆) (初違反)
5	船長は、安全管理規程第52条第1項に基づき、船員法第14条の3第2項に基づく操練の実施状況について、事実に違わず記録をし、運航管理者に対してありのままに報告すること。	10 点	操練の実施及び記録 4 記録の改ざん・ 不実記載 (☆) (初違反)
6	船長は、安全管理規程第52条第2項に基づき、消火プランを適確に実施できるように、船員法第14条の3第2項に基づく操練を実施すること。	2 点	操練の実施及び記録 3 未実施 (☆) (初違反)
違反点数合計		18 点	
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)		18 点	

※輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記する

備 考

「違反点数」については、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 国土交通省海事局長通達）によるものである。